

・18/5/17 名古屋市議会経済水道委員会

名古屋市民オンブズマン 自動文字起こしアプリによる文字起こし

委員長 佐藤あつし(減税・中区) :次に観光文化交流局関係の所管事務の調査を行います。
この場合ご報告致します。

市政記者クラブ所属の報道機関より頭取りの申し出がございましたのでこれをお許しいたします。

議事の都合もございますので撮影関係者におかれましては速やかに退室もしくは所定の撮影場所に移動していただきますようご協力お願いいたします。

本日の案件は、特別史跡名古屋城跡バリアフリー基本方針案についてであります。

それではまず当局の説明を求めます。

渡辺局長:本日当委員会でご調査いただきます案件は、特別史跡名古屋城跡、バリアフリー基本方針案についてでございます。

本件につきましては、5月15日の所管事務調査におきまして特別史跡名古屋城跡バリアフリー基本方針案について、委員の皆様から様々なご意見をいただいたところでございます。

本日は、前回の所管事務調査で、ご要求いただきました資料につきまして調整してまいりましたので、ご説明させていただきたいと存じます。

それでは資料の詳細につきましては総務課長から説明させていただきますのでよろしく願い申し上げます。

伊藤総務課長:はい。

それではご要求のございました資料につきましてご説明申し上げます。

説明はどうぞ座ってお願いします。

失礼いたします。

恐れ入りますが、お手元の経済水道委員会説明資料の裏面をご覧賜りたいと存じます。

特別史跡名古屋城跡バリアフリー基本方針案における弁護士の見解でございます。

5月15日の所管事務調査においてお示した特別史跡名古屋城跡バリアフリー基本方針案について、法令及び訴訟されるリスクに対する見解を2人の弁護士にお伺いいたしました。

法令、訴訟されるリスクのそれぞれに対する見解を見解1、見解2として掲げさせていただきました。

ごらん賜りたいと存じます。

以上簡単ではございますが、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 佐藤あつし(減税・中区) :説明が終わりましたのでご質疑等があればお許しをいた

します。

西川委員。

西川ひさし(自民・昭和区):はい。

弁護士の見解としてですねお2人の弁護士の見解するとともに、訴訟されるリスクがあると弁護士の見解が出ております。

訴訟というものは誰にでも与えられた権利ではあるとは思うんですけども、これは本当に大丈夫なのかなっていうところがありますが、いかがですか。

新井主幹: 弁護士の先生に、見解ということでお話を伺いました。

その中では今現在の方針を示させていただいております方針案ということでは、法令に違反すると直ちに法令に反するということではありませんが、まず見解1の先生の方からはそれが具体化されて、新技術の開発ということで具体化されていく中でその方法について、訴訟をされるリスクは否定はできないということをおっしゃっておられました。

見解2の方はですね、ここに掲げさせていただいておりますが、史実に忠実に復元ということを中心とするということで、エレベーターがつけられないというようなことをなしたときにはその考え方ですね、合理的な配慮にならない、合理的配慮されていないんじゃないかということが訴訟されるリスクに挙げられる。

ことが否定できないということをお伺いしております。

以上でございます。

西野所長: ただいま大丈夫だろうかというご質問でございましたので、私どもとしましては、こういうご指摘をいただいておりますけれども、障害の有無にかかわらず、天守閣の素晴らしさ眺望を楽しめる。

そういった木造天守閣を作ろうと考えております。

そのためには、今後障害者団体の皆様としっかりと話をしながら新技術の開発により、バリアフリーを実現していく、そういう決意でございます。

先ほどご答弁させていただいたように合理的配慮がされれば、法令違反ではないと、そういう見解もございますので、そうするということが問題にならないように最善を尽くしてまいりたい、そういうふうと考えております。

西川ひさし(自民・昭和区): せんだってもお話ありましたまだ予算が1000万ついております。この1000万、今後も引き続き、起き続けていかれるのかどうか、お答えください。

蜂谷主幹: 天守閣整備担当、天守閣木造天守閣についてはエレベーターを設置せず、新技術の開発によりバリアフリーを表現。

実現していくという方針でございますので、広く提案を募りながら、有効な技術を開発をしていきたいという考えでございます。

したがって今後の調査に基づき必要な予算を投入しつつ、確実に新技術の開発を行う、図ってまいりたいというふうに考えております。

西川ひさし(自民・昭和区):はいこのエレベーターの設置が技術的に不可能または著しく困難であるかどうかといった観点から、技術的な検討を重ねることもここにいわゆる合理的配慮に向けた努力義務に含まれるという見解であろうと思っておりますけれども、これに対してはどうお考えなのでしょうか。

蜂谷主幹:今回の事業につきましては、戦争で燃えた。天守の姿を復元するという趣旨であるため、焼失前の天守をそのままの姿を皆様にお見せするという事で判断をさせていただいております。

合理的な配慮につきましては、新技術の開発によって、現状よりも天守閣の素晴らしさや眺望を楽しめることを保証するという方針に示しておりますので、竣工までに必ず実現できるよう、絶え間ない努力をしてまいりたいというふうに考えております。

西川ひさし(自民・昭和区)はい努力をお願いしたいと思う。

でもこの新技術の開発のために、1000万円の予算が今年度も計上されていますね。

せんだってもある話ありましたよう、改めて改めて確認をさせていただきたいんですけどこの予算で開発を進めようと考えているのかどうか。

蜂谷主幹:今年度の予算1000万円につきましては、調査費としてついておりますので、今後国内外からの提案を求めていくための、まず準備をしていくことを考えているところでございます。

西川ひさし(自民・昭和区):はいこの提案の募集をするための準備予算これに1000万っていうのがどうなのかなっていう話がありますがまたこれは本当に強い意志決意で行くのであるならば、皆さんがそれぞれの大学、だとか企業だとその先端技術のところだとかをいろんな情報を集めに回られた。

でいけばできることではないのかなとは思いますが、いかがです。

蜂谷主幹:予算の一部を使いまして提案をもらう水準をどうするかなどをはじめですね、法的整理や評価方法、それから検討などを課題整理をしていきたいとまずは考えております。

その上課題整理とともに、ご指摘のように、大学や企業、企業などを個別に回りまして、相談

や、調査調査をしていく必要があるというふうに考えております。

西川ひさし(自民・昭和区):。はい。

そうするとその調査や相談を終えてから何時頃本当の提案募集を行っていくのか、またその時には新たな予算が別にですね用意をしなきゃいけない必要となるのではないかと考えますが、どうですか。

蜂谷主幹:調査を行いまして、提案募集の方法が固まりましたら、必要な予算についても、決めてまいりたいというふうに考えております。

いつごろ提案募集が実施できるかということにつきましては、時期について今現段階で明確にお示しすることはできませんが、できるだけ早くやれるように努力してまいりたいというふうに考えております。

はい。

西川ひさし(自民・昭和区):できるだけ早くというのは当たり前だと思うんですがこの技術新技術の技術開発というものについてはまだまだこれからなの段階なのかなというふうに感じております。

これはしっかりとやり抜いていくためには、皆さんの姿勢が決意がね本当に重要である。

と思いますが、改めて、皆さんのご決意をお聞かせいただきたいんですけどもいかがでしょうか。

西野所長:ただいま 1000 万の予算でどういうふうに進めていくかということでお尋ねをいただいておりますけれども、ご指摘いただきました通り、まだまだこれから検討していると、そういうふうな段階でございます。

そういう中で、我々は様々なところから情報収集して、本当に実効性のある、事業のスキームをですね構築していく、そういうところから行ってきまして、そして史実に忠実な復元を目指す中で、バリアフリーを実現していく中には、技術開発が不可欠だと、そういう認識のもとで全力を尽くしてまいりたい、そういうふうに考えております。

浅井正仁(自民・中川区):今の新技術のことが出たものでちょっと一つ聞きたいんですけども、これ産業になるんですね。

通常でいくと市民経済局の仕事なんですよ。

観光はやるのか。

市民経がこの技術に向かって各大学あるいは企業。

当たるのか。

これどっちですか。

渡辺局長：確かに委員ご指摘のとおり、市民経済局ではそういった技術支援、研究支援をやっておるところでございます。

今回につきましては、私どもが一義的には研究開発を行っていくということでスキームとしてはやっていますので今後、市民経済とも連携してやっていきたい。

と思っております。

実際、これこれの堀場副市長をトップとしたプロジェクトチームにも市民経済局入ってやっていただいていますので、経緯は十分わかっているというふうに認識しておりますので、今後必要があれば、こういった形の連携をしてくれるのか、そういったことも考えていきたいというふうに思っております

浅井正仁（自民・中川区）：連携はということは観光交流局が主でやると思うんですけども。

ただの市民経済の補助金のメニューの中にロボット開発というのがあるんですよ。

それを活用しんっていうのはね、どうなのかなと思うんですけどその辺どのように考えてます。

渡辺局長：はい。

ありがとうございます。

私どもがですね所管してない部分もございますので、そういった広く、皆さんにご意見を伺う手法の一つとして、そういった補助金を使った提案というのもの。

活用していきたいというふうに思っております。

先ほど説明させていただいた各大学とか各企業に私どももすでに回るところがございます。そういったところへの声かけの中で今言った補助金等が使えるものがあれば、そういったものを活用しながら研究開発に向かっていたかどうかということも一つの考え方であろうというふうに思っています。

浅井正仁（自民・中川区）：せんだっての委員会でもオール名古屋でやると言われたこの新技術をしっかりと連携図ってやっていただきたいと思います。

以上

森ともお（民主・熱田区）：はい。

すいません。

お願いします。

合理的配慮についての法令違反ではない、されており、法令違反ではないと考えるだろうというふうで見解あります。

今回は時間的なこともあってお二方にご質問、と聞かれてると思うんですけども。

この合理的配慮エレベーターつくつかないということにかかわって、ふとさきの委員会のこと
思い出すが、寄付。

をされた方、エレベーターうんぬんかんぬんそういったことが定かでない少し曖昧なところ
の状態だったかと思えますけれども、そういったバリアフリーにはかかわるけど直接この基本
方針案には変わらないかもしれませんがそういった例えば寄附にかかわって訴訟を起こされ
ているようなことでこれ以前もお聞きを聞きをしました、そういったことに対するご認識はい
かがでしょうか。

リスクがあるというふうに認識をされているのかそれともそのリスクはないであろうと想定をさ
れているのか、もしくはこれと同時に、今回のここには関係ないですけど弁護士には実は
内々でお話を聞いてるとかその辺はいかがですか。

服部主幹：木造化に向けた寄付に対する。

訴訟リスクということでございますが、個別に寄附に対してのリスクがあるかどうかということ
は弁護士の先生に相談はしておりませんが事業そのものの進捗も含めまして私ども丁寧
に説明をさせていただいておりますので、特にご理解をいただきながらご希望いただいているも
のと理解しております。

以上でございます。

森ともお(民主・熱田区)：ありがとうございます。

今回、時間的なこともあってここにお二方の弁護士の見解が載ってるんですけども、今回はこ
のこと。

それ以外にも今回巨額のお金がかかるということで、文化庁の許可もいろんなまだ壁がある
かもしれないという中で、いわゆるそのほかにもリスクがあるんじゃないかなという、このバ
リアフリーに関わってもそうでなくてもね。

そんなときに、これから例えば弁護士さん、今後このことについてもそうですけども、お2人の
みならず、少し複数の方にお考えをお聞きするとかです、そういったことをする腹づもりは
あるのかなのか。

というようなことはいかがでしょうか。

新井主幹：弁護士の先生に相談ってということなんです、今年度も発注者支援業務ということ
で契約をさせていただいてる安井建築さんあります。

その業務の中にですねそういったことに対して、相談をするという業務を含んで発注しており
ますので、今年度も引き続きそのことは続けていきたいというふうに思っております。

以上ですー

森ともお(民主・熱田区):ありがとうございます。

あまりリスク、訴訟訴訟と私も本当に言いたくないんですけどただこれ本当に名古屋にとっては大事業でしかもお金をたくさんかかるということで、せっかくことがうまく進んでいるのに、何らか大きな訴訟が例えば起きて何か行事このことがですねストップしてしまっはこれはいかなというふうに思うものですから、これ最後になりますけどいろんなその訴訟リスクっていうかね、そういったことを想定される中で、様々な方にご意見を伺う中で、きっちりことが進むようにやっていっていただきたいとこのことは要望として最後までさせていただきます。以上です。

江上博之(共産・中川区):はい。

2022年天守閣木造化の採択というのは、昨年3月に行われました。

その際にですね今回の傷害の理由とする差別の解消の推進に関する法律こういうようなことの検討を行った上で、皆さんはこの木造化案を提案されたんでしょうか。

蜂谷主幹:この事業を発注するに当たりまして、要求水準書の中にも、バリアフリーについて提案を求めるように求めて記載しておりますので、当然ながらこの条例等を加味した上で提案を募集しているものと考えております

江上博之(共産・中川区):この間もですね建築基準法の適用除外の問題。

バリアフリーの適用除外の問題、あるいは消防法という言葉は聞いた覚えがあります。

しかしこの障害者差別の問題にかかわる法律についてはね、皆さんの口から出たことはない。バリアフリーということで一緒にたにするのではなくて、やっぱり個々の法律をそれぞれ検討したかどうか問われてると思うんです。

そういう点では、昨年の3月の採択の段階に論点にもしていなかった、そういう問題だと私には見えます。

そういう点ではですね、改めてこういう問題について、論点になってきた段階においてですね、見直す私は今の事業そのものをですね、見直すのは当然のことじゃないかと思いますが皆さんと考えていますか。

西野所長:ただいまの答弁申し上げましたように事業の最初の段階から木造天守のバリアフリーについてはどういうふうにするかということも提案で求めるなど、我々としてはそういう意識の中で進めてまいりました。

そしてその後、具体的に設計等を行いながら検討する中でエレベーターを実際に設置する案、などとですね、しない案そういったものを案を絞りながら、今回、こういう結論に達して、こういう方針案を出させていただいているという。

ということでございますので、私どもはこの方針案のもとで皆さんが天守閣の中に中に入ってで

すね、木造天守をしっかりと味わい楽しんでいただけるようにしっかりとしたものを作っていきたいというそういうふうな考えでございます。

江上博之(共産・中川区): バリアフリー法については皆さんもこの委員会でね、述べられてきていることは承知してはいますが、この障害者差別解消法にかかわる法律、これについては言葉の発したことがないわけで、バリアフリーと一緒に言葉ではまずいというふうに思います。

私たちはバリアフリーで障害のある方もない方も含めてですね、あるいは突然障害を持つことにもなる。

現にうちの党首もですね、突然けがをしまして、今車椅子生活ですよ。

そういうことは皆さんだっている。

その方も含めてですねいつ何どき、障害を持つということになるかもしれない。

そういうこともできたわけです。

それをなぜ今までできてこういう論議になっているかということですね。

やっぱり2020年12月の完成をあまりに急いでことは早くやろう。

拙速にやりすぎた。そういうところがあると思います。先は400年だとかなんかいろいろ言ってみるけれども、目の前の問題自体に拙速さがある。

それではですね改めて、こういう障害者の方の声、あるいは障害のない方、市民の声、あるいは私ども、共産党市議団も提案をいたしておりますけれども、この現天守のあり方の問題、こういう内容を含めてですね、論理を改めてするとそういう時期に改めて来ている。

拙速な事業は絶対あってはならないと、そういうことを申し上げて終わります。

手塚将之(減税・千種区): 私の方から一点確認させていただきたいんですけど、本件本日のキーワードとして合理的な配慮という言葉が出てきてるんですが、合理的な配慮というのは結果に対する合理的な配慮とプロセスに対する合理的な配慮というふうに認識を私にしてあります。

結果に対する合理的な配慮というのは、今浅井委員がおっしゃったようにあるいは西川委員がおっしゃったようにですね、新技術であったり、市役所側の答弁で言うと保証である。

これが結果に対する合理的配慮ということで、これは今後詰めていくことだと思うんですがそこで西野所長の先ほどの答弁を踏まえてお聞きしたいんですけど、プロセスに対する合理的な配慮というものを考えたときに、当事者の参加、これはいつの時点でというのはありませんが、提案の時点をも想定して、ニーズのある当事者障害者であり、高齢者ですに対して参加していただく意見交換であり、枠組みっていうのは必要だと思うんですが、せんだっての委員会でもお話ししたことなんですけれども、改めてお伺いしたいんですが、プロセスに対する合理的配慮というのは、市役所側としてどう考えているのかというのを教えていただければと思います。

西野所長:この間ですれ去年の秋からいろいろとご要望いただきまして、その間に障害者団体の方々ともお話をしながら、ご意見を聞きながらお聞きしながら進めてきたというところがございますので、今回こういう示している方針や、これが方針になりましたこの方針のもとにですれまたさらに良いより良いですれ対策を講じていくためのにですれいろいろとお話し合いをする場を設けながら、しっかりやっていく、そういうふうなことで考えているところがございます。

手塚将之(減税・千種区)プロセスに対する合理的な配慮として当事者の方に参加していただく。

端的に言ってそれでよろしいでしょうか。

西野所長:はい。

そういうふうに私どもの方からの働きかけてまいりたいというふうに考えております。

手塚将之(減税・千種区):その点だけぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

福田誠治(公明・南区):このバリアフリーということでエレベーター等設置するという報告ではもちろんですが、考えてるんですが。うん。エレベーターをしないということです。

しないけど、バリアフリー法からいけばつけないかんという時になるわけでしょう。

木材で作ってし新技術を考慮して、真実の後の合格っていうのを天守閣まで何人乗るの一時間当たり何人とか。

何あげるとか、そういうのはないの。

そういう基準というのが天守閣まで、例えば最初の階段式昇降機みたいな考えたんですけどし一概にすれば2人でも一応バリアフリー法に対してはやりましたという回答で良い回答になるんですか。

蜂谷主幹:バリアフリー法につきましては、移動の円滑化ということについての定めはありますが、一時間当たり何人あげなければいけないだとかというそういう基準はございませんので、よろしくお願いいたします

福田誠治(公明・南区):だから合理的配慮ということで、合理的配慮ということで、それで配慮がどれくらいまであげることがいいから、合理的配慮がなされたと。

ということになるのかなと。

蜂谷主幹：我々は考えております。

合理的配慮というものにつきましては、天守に登りたいというご要望いただいたときにそれに確実に答えていくということが合理的配慮になるというふうに考えております。

福田誠治(公明・南区)：お城の中から、きっと無理だと思うんですが、外からであれば、いわゆる私はつけるという考えしかもっていませんので、絶対やっていただきたいと。いうことを思ってますので、そういう意味では本当にいわゆる作れるようなエレベーターを作れるような、考えをやらないと、昨日言ったように、いわゆるいつまでにやりますやりますやっぱりやりませんでしたと、それで私は済ましちやいかぬということが一点ですね。それでどうでしょうか。

西野所長：私どもエレベーターは設置せずに新技術でという、そういう考えを示させていただいております。

そういう中で皆様が天守閣の素晴らしさや眺望を楽しめることを保障するということで申しておりますので、この新しい技術によって、今委員がおっしゃったように皆さんが入っていただいて、伝わった新しい天守を楽しんでいただけるようにこれに最大の努力をしていくという所存でございますのでご理解賜りたいと存じます。

福田誠治(公明・南区)：新しい技術だからできなかったということで済ますわけできない場合はそれで済んじゃうわけですか。すまなしょうがないっていうか。そのへんはどのように思われますか

西野所長：私どもとしては、竣工までにそういう技術で入って中の中に入って楽しんでいただけるようにすると、そういう決意で臨んでおりますのでよろしくお願い申し上げます。

福田誠治(公明・南区)：いわゆる口でいったって全く見えないなものに対して、そういう答弁は僕はおかしいと思うんだよね。うん。絶対おかしいと思う。それは質問に対する答えではないと。私は強く言っておわります。他によろしいでしょうか。

中川貴元(自民・東区)：ちょっと質問させていただきます。

弁護士の方からの見解 1 見解 2 と、先日知事が、懸案を懸念を示されていた。

障害者の方の基本的な人権にかかわる重大な事案と認識せざるを得ない。

行政が障害者差別をすることがあってはならないというような文言あるいは職員の方に対す

る、発言の撤回これらの知事の心配の向きとそれからお2人の弁護士の見解12と、あわせ考えたときに、弁護士の先生がたからは基本的には、知事の心配は、そこまでではないというような、解釈でいいのか、どのように解釈をすればいいですか。

渡辺局長：先ほど訴訟がされる。

リスクについて答弁させていただきましたが私どもといたしましては、知事の記者会見のお話がありますけれども、現時点におきまして、合理的配慮をしていくと、研究新技術研究開発で対応するという方針を示しておりますので、今の段階におきましてそういった心配はないというふうに思っておりますのでございます。

中川貴元(自民・東区)：それで少し提案をさせていただきたいと思いますが、

合理的配慮をしていく上でね。

やっぱり障害を持ってらっしゃる方も、一体どういうご要望、があるのか、あるいはどういう不安な要素があるのか。

そういったことをね、役所が決めたことにたいして報告をすることをだけではなくですね、そのプロセスにおいても、参画をしていただくということは、とても重要なことだと思います。

そこで、先日の資料でいただいた。

8ページからの5番の技術開発者等からのバリアフリーに関する主な意見ありますね。

ここには大学の先生や、いろいろな企業さん、もう入ってらっしゃるそれからもちろん今回建築を施行される請け負う皆さん、そして役所の皆さん、そしてそこにやっぱり障害者、障害の持っていていらっしゃる方たちの皆さん、こういったところでですね、バリアフリーのバリアフリー対応協議会僕はこのバリアフリー対応協議会というものを設置をしてですね。

そして、プロセスの段階から、そこに入ってください、そしてその実現に向けてですね、努力をしていただく、そういうことが必要ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

渡辺局長：はい。

協議会バリアフリー協議会という設置についてのご提案かというふうに承りました。

確かに真実性の高い復元を目指すことと、バリアフリーについて、相反するものを結論を出していくというに当たりましては、先ほど委員ご指摘のとおり、研究開発される方あとは今、天守閣を作っている施工業者の方そして障害者の方のご意見が一つにまとまらないと、これには対応できないというふうに思っております。

そういった中でこれ障害者の方々への説明不足という部分もあって、今この段階、こういう状況になっておりますけれども、そういった協力をお願いしながら、そういった協議会がかなうのであればそういったところにご参画いただきまして、今後の研究開発にもご協力ご理解をお願いしたいというふうに考えます。

委員長。

中川貴元(自民・東区):今年度の予算で今 1000 万円を使ってね、調査をしていくということも今先ほど答弁されておりますけれども、それも外注に出すのもね。

それはそれかもしれないけれども、しかし提案募集の方法、これもね。

やっぱり開発業者の皆さん。

あるいはそういった障害をお持ちの方の団体の皆さん。

そういったところも踏まえてですね、その募集の方法だとか、あるいは本当にそのような募集をする必要があるのかないのかとか、そういったことも、あわせて、その協議会の場でご検討をいただく。

いたらどうかと思いますかどうか。

渡辺局長:先ほど 1000 万の使い道の中で課題整理ということは答弁させていただきました。しかしながら、今後の研究開発、提案公募につきまして、まだまだ決まってないところがございまして、委員ご提案のとおり、こういった協議会でのお知恵、協議等拝借しながら進めていく、そういった形が私としても、いいのではないかというふうに思います。

委員長、

中川貴元(自民・東区):先程西川議員の質問に対する答弁の中でね、いわゆる提案募集の時期についてはまだ明言することができないと、こういう答弁もあったかと思えます。

今今日この段階では仕方がないのかなとは思いつつも、しかしながらやっぱり 1 日も早く、やるべきだと思うんですね。

したがって、僕は先ほど御提案させていただいた協議会の設置については 6 月中。

ねえ。

いや遅くとも 7 月それをやらないと次のステップにはなかなか進めない。

それはその協議会というのは単に 1 回やってね、アリバイ作りでやるわけではなく、今後継続的に協議会をやり、そうした団体の方ともね、含めて、継続的にやっていただくことだと思う。

それは、1 日も早く早く設置をしていただきたいと思いますと思いますが、この 6 月中遅くとも 7 月中には第 1 回目をやっていただきたいと思いますがいかがですか。

渡辺局長:確かにこの協議会の協議は継続的にやるべきものであろうというふうに思います。そして技術開発者等も交えてやるということであればそういった現実的にはそういったことになろうかというふうに思います。

立ち上げの時期のお話ですけれども、私どもといたしましても、1 日も早く、これについて手をつけていかなければならないという考え方から 6 月遅くとも 7 月、この辺のところは市長にもご相談しながらやっていきたいというふうに思いますまあ多分市長にご相談すれば私がトップ

でやるだろうとやるというふうにおっしゃると思いますので、早い時期にご提案の話を市長に上げて実行に移してまいりたいというふうに思います。

中川貴元(自民・東区): やっぱりね、市長を先頭にさせていただいてやっていただくのがいいのかなと思います。

やっぱりその市長は史実に忠実でありたいと、こういう思いもあるわけですね。

私どもも議会で議決をしている。

そこに障害者の方たちのやっぱり思いそれから合理的配慮、こういったことも、決意だけではなく、確実に実現をしていただかなきゃいけない。

そういった点も踏まえてですね。

事実、実現に向けて、早期に協議会の設置をやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

他によろしいでしょうか。

他にないようであります。

以上で本件を終了いたします。お疲れさまでした。